

## 第52回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第5日）

平成24年10月4日（木曜日）

|                   |     |           |     |         |
|-------------------|-----|-----------|-----|---------|
| 出席議員<br><br>(17名) | 1番  | 石 堂 基     | 2番  | 新 田 俊 一 |
|                   | 3番  | 岡 本 義 次   | 4番  | 敏 森 正 勝 |
|                   | 5番  | 金 谷 英 志   |     |         |
|                   | 7番  | 井 上 洋 文   | 8番  | 笹 田 鈴 香 |
|                   | 9番  | 高 木 照 雄   | 10番 | 山 本 幹 雄 |
|                   | 11番 | 大 下 吉 三 郎 | 12番 | 岡 本 安 夫 |
|                   | 13番 | 矢 内 作 夫   | 14番 | 石 黒 永 剛 |
|                   | 15番 | 山 田 弘 治   | 16番 | 鍋 島 裕 文 |
|                   | 17番 | 平 岡 き ぬ ゑ | 18番 | 西 岡 正   |
| 欠席議員<br><br>(名)   |     |           |     |         |
|                   |     |           |     |         |
|                   |     |           |     |         |
| 遅刻議員<br><br>(名)   |     |           |     |         |
|                   |     |           |     |         |
|                   |     |           |     |         |
| 早退議員<br><br>(名)   |     |           |     |         |
|                   |     |           |     |         |
|                   |     |           |     |         |

|                             |             |         |           |         |
|-----------------------------|-------------|---------|-----------|---------|
| 事務局出席<br>職員職氏名              | 議 会 事 務 局 長 | 船 曳 覚   | 書 記       | 尾 崎 基 彦 |
|                             |             |         |           |         |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名<br>(20名) | 町 長         | 庵 途 典 章 | 副 町 長     | 坪 内 頼 男 |
|                             | 教 育 長       | 勝 山 剛   | 総 務 課 長   | 鎌 井 千 秋 |
|                             | 企画防災課長      | 平 井 隆 樹 | 税 務 課 長   | 橋 本 公 六 |
|                             | 住 民 課 長     | 梶 生 隆 弘 | 健康福祉課長    | 森 下 守   |
|                             | 農 林 振 興 課 長 | 茅 原 武   | 商工観光課長    | 横 山 芳 己 |
|                             | 建 設 課 長     | 上 野 耕 作 | 上下水道課長    | 小 林 裕 和 |
|                             | 生涯学習課長      | 和 田 進   | 天文台公園参事   | 安 本 泰 二 |
|                             | 上 月 支 所 長   | 岩 本 弘 美 | 南 光 支 所 長 | 上 谷 和 之 |
|                             | 三日月支所長      | 塚 崎 康 則 | 会 計 課 長   | 前 澤 敏 美 |
|                             | 消 防 長       | 敏 蔭 将 弘 | 教 育 課 長   | 坂 本 博 美 |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
| 欠 席 者<br>(名)                |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
| 遅 刻 者<br>(名)                |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
| 早 退 者<br>(名)                |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
| 議 事 日 程                     | 別 紙 の と お り |         |           |         |

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 85 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 86 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 89 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 90 号 佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 1 号 平成 23 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 2 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 3 号 平成 23 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 4 号 平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 5 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 6 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 7 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 8 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 9 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 10 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 11 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16. 認定第 12 号 平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 17. 認定第 13 号 平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 18. 認定第 14 号 平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 19. 認定第 15 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 20. 認定第 16 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 21. 議案第 102 号 財産の取得について（佐用クリーンセンター 電動式塵芥収集車 1 台）
- 日程第 22. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 追加日程第 1. 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 2. 議会運営委員会委員長の選任について
- 追加日程第 3. 議会改革調査特別委員会委員の選任について

追加日程第 4．選挙第 6 号 播磨高原広域事務組合議会議員の補欠選挙について  
追加日程第 5．選挙第 7 号 にしはりま環境事務組合議会議員の補欠選挙について

---

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

早朝より出席を賜り、大変ご苦労さんでございます。

朝夕、めっきり涼しいというよりも、寒さを感じるような季節になりました。

9 月 6 日開会をいたしました。それ以降、われわれの仲間であります松尾議員がお亡くなりになったり、また、そういう悲しい出来事もありましたが、敬老会に多くの皆さん方がご出席をいただき、100 歳以上の方もですね、17 人と言われたんじゃないかと思うんですけれども、大変、お祝い事があったり、また、秋があったり、そんな大変お忙しい中、本議会に付託されておりました案件、あるいは決算等の審議をしていただきました。大変ご苦労さんでございました。

町当局におかれましても、町長をはじめ各課長の皆さん方におかれましては、丁寧なご説明をいただき、適切妥当な答えが出たんじゃないかなと思うわけでありますけれども、今日 1 日、最終日でありますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

---

日 程 第 1．議案第 85 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日 程 第 2．議案第 86 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第 1 及び日程第 2 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 85 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第 86 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第 85 号、86 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査の報告を求めます。

総務常任委員長、石黒永剛君。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

総務常任委員長（石黒永剛君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました案件の審査報告をいたします。

日時は、平成 24 年 9 月 18 日、水曜日、午前 9 時 28 分から午前 9 時 45 分まで。

場所です。役場 3 階委員会室兼控室において行いました。

当日の出席者は、大下、敏森、金谷、西岡、私、各委員であります。町当局より、町長、副町長、総務課長、税務課長、総務広報室長。事務局より、局長、局長補佐であります。

審査事項であります。議案第 85 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

提案説明であります。加入促進と加入者の負担軽減を図るために、平成 18 年度及び 19 年度の 2 年間に限って、光ファイバーの引き込み工事の際に、加入者の負担金、工事費の減免対象を改める。今回、身障者手帳 1 級及び 2 級該当者に加えて、重度知的障害者並びに精神障害者保健福祉手帳 1 級、構成員に有し、町県民税非課税世帯と町県民税減免対象者で 70 歳以上、独居者を減免とすると。また、町民へ広く行政情報、防災情報の提供と充実を図るため、平成 24 年、25 年度の 2 カ年に掛けて、防災行政無線の整備、デジタル化を図ると。

質疑であります。今、全町で未加入世帯は。加入していない、その理由はと。現状では、旧町での未加入者はということであります。答弁として、旧佐用町 345 世帯。未加入者です。世帯が 345 世帯。そして、加入率が 87.3 パーセント。続いて、上月町であります。10 世帯。加入率 100.6 パーセント、これの 0.6 パーセントについては、企業も含んでいるという補足がありました。旧南光町、8 世帯、加入率 99.4 パーセント。旧三日月町、28 世帯、加入率が 97.4 パーセントと。三日月地区については、春哉の 26 世帯中 3 世帯、志文の 49 世帯中 23 世帯、この地域は、共聴テレビの加入であるという説明がありました。

今まで、加入分担金 2 万が 1 万に。もう一つの質疑であります。今まで加入分担金 2 万円が 1 万円に、引込み工事がゼロ円になる。額についての規定は、条例上か規約上か、それとも要綱で規定するのかという質疑がありまして、答弁として、要綱中で規定したということであります。

質疑を終了しまして、討論です。討論はありませんでした。

採決、全員賛成。よって、議案第 85 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決となりました。

続いて、審査事項、議案第 86 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について。

提案説明であります。提案説明は、昨年 9 月、定例議会において、固定資産税、町県民税等の改正で、過料 3 万円を 10 万円に改正したと。現在、佐用町条例は、入湯税の特別徴収義務者が帳簿記載の義務違反に対する罰が、10 万円以下の過料となっていると。この昨年 9 月の改正時、神戸地方検察庁と事前協議の際は、問題なしとの回答を得ておりましたが、本年 5 月、神戸地検の担当検事から、他の市町では、罰金 10 万円となっており、地方自治法 14 条で、上位法令に規定が場合は、14 条に抵触するので、10 万円の罰金刑とするのかとの問い合わせであります。過料でおくのであれば、3 万円を 5 万円と規定するか連絡があり、西播磨管内において、入湯税を持っている、姫路市、太子町からの意見も参考に、他の市町同様に 10 万円の罰金刑と改正したい。

結論ですけれども、過料を 10 万円の罰金刑とするという結論であると思います。

質疑であります。入湯税を持っているのは、姫路と太子町のみかという質問がありました。宍粟市もあるように、質疑の中であったんですけども、答弁として、宍粟市は、考えていなかった。従って、調査をしてないということであります。

質疑を終了し、討論に入りました。討論もなく、採決の結果、全員賛成。従いまして、議案第 86 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

それでは議案第 85 号から順次、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行います。

質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

85 号ですね。失礼しました。

まず、議案第 85 号について、委員長の報告に対する質疑はございませんでしたので、これから、討論を行います。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 85 号を採決いたします。この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 85 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 86 号について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

続いて、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第 86 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 86 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 3. 議案第 89 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第3、議案第89号、佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第89号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、山田弘治君。

〔厚生常任委員長 山田弘治君 登壇〕

厚生常任委員長（山田弘治君） それでは、第52回佐用町議会定例会開会日において、厚生常任委員会に付託をされました議案第89号、佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例についての審査経過及び結果について報告をいたします。

平成24年9月19日、水曜日ではありますが、午前9時28分、委員会を開会し、同10時08分に閉会をしております。

場所につきましては、役場3階委員会室兼控室であります。

出席者は委員全員。当局からは、町長、副町長、健康福祉課長、総務課長。事務局からは、局長、局長補佐であります。

町長のあいさつを受けた後、議案第89号、佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について、当局に追加説明を求めました。

健康福祉課長から説明を受けたわけではありますが、南光地域福祉センターについては、開設以来、福祉施設、社会福祉、一般入浴と、多くの方にご利用をいただいておりますが、10数年を経過する中で、当施設を、本来の高齢者福祉等の拠点施設としての整備計画を進め、指定管理についても、現在、進めておる最中でございます。

その中で、特に、入浴関係についても、一般の方の入浴につきましては、誠に申し訳なく思いますが、中止をさせていただき、デイサービス専用の浴室とすることで、ご理解をいただき、今回、条例の提案をさせていただきました。

それに対しまして、委員からは、まず、8月の委員会で図面をもらっているが、お風呂の改修についてのみの説明を受けたいということで、答弁として、今回の改修は、男性湯、大浴槽を備えております浴室部分の一部改修に入りたい。介護者等が対応する中、車椅子での利用も非常に多く、脱衣場、棚等の障害物を撤去させていただき、車椅子が更に、回転しやすくするというので、改修を計画をしている。もう一つは、今まで使っていた循環式型ボイラーを、さし湯型ボイラーに変更をしたい。

それから、次に委員から、8月の事前説明では、工夫次第で一般の方の入浴に必要な時間帯が取れるのではないかと意見が出ていたが、検討をされたか。答弁。今、計画している、一つの浴室を利用となると、時間的な問題、一般の方の入浴後、掃除を毎日しなければならないということが一つあります。更に、同じお湯を使うということでの衛生面のことを考えると、一般の方に誠に申し訳ございませんが、今回、ご遠慮させていただくことでお願いをしたい。

更に委員から、循環型ボイラーがさし湯型ボイラーに替えることにより、維持管理費はどう変わるのか。答弁。現在、燃料代、電気代、シルバーさんへの委託料などで、概ね年間400万円の維持管理費が掛かっている。今回、これらが削減されるだろうということで、期待数値であります。なお、収入については、入浴料で1回300円で、年間、平均4,000人の利用として、120万円の減収となる。

更に委員から、一般浴を廃止するのにあたって、事前決定までに、どのようなことをされたのか。具体的な説明をお願いしたい。答弁。既に、チラシで、9月1日から、来られる方に周知させていただいている。後、広報等の情報は、10月以降の中で、今後、進めて

いきたい。なお、対応してくれております社協の職員からの情報では、既に情報等が結構、流れておりまして、仕方ないとか、もう、やむを得んなどという言葉ぐらいで、特に、窓口での混乱はないと聞いている。

それで、いろいろ意見が出ました。意見が出尽くしたということで、質疑を打ち切り、討論に入りました。

まず、反対委員から、年間 4,000 人を超える利用者があり、利用者などに意見も聞かず、一方的な結論の押し付けで、一般浴の廃止する提案は認められないとの反対討論がありました。

続いて、賛成委員からは、今回のお風呂の改修は、維持管理に必要な経費や衛生面を、より向上させるためにも改修は必要と考える。一般の方については、本来、営業している、けんこうの里や笹ヶ丘に、車で行けば、そんなに変わらないと思います。今後の福祉の向上のためにも、この改正に賛成をいたします。

他に討論はなく、議案第 89 号は、採決の結果、挙手多数で、原案どおり可決をされました。

以上です。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対しての質疑及び討論、採決を行います。

議案第 89 号について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 議案第 89 号、佐用町南光地域福祉センター条例の改正について、反対の立場から討論を行います。

施設の改修に合わせて一般の入浴利用を平成 24 年 11 月 1 日から廃止するための条例改正は、現在も年間 4,000 人を超える利用者がある中で、利用者などの意見を聞かずに、一方的な結論の押し付けを行うものであります。

町民第一の立場に立ち、行政として利用者の合意を取るべきです。努力抜きでの改正は認められません。

以上、討論を終わります。

議長（西岡 正君） 次に、賛成はございますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

12 番（岡本安夫君） 12 番、岡本です。

議案第 89 号、佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

この度の改修に伴う条例改正であります。在宅介護やデイサービス等の福祉の拠点に、利用者を福祉事業に特化しようとするものであります。この方針に異論はない。

特に、風呂については、毎年、修繕が予想されるので、管理面と健康面、衛生面を考慮し、ボイラーを循環型からさし湯型にするとのことである。

今後、社協は、介護予防に力点を置くとのことであり、これまで利用されていた一般の皆様への周知については、これまでも事務所等でもされており、また、広報等でもされるということで問題はない。

距離は遠くなりますが、町内のけんこうの里や笹ヶ丘荘の風呂を利用させていただくということで、理解は得られると思います。

以上、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） 他にございますか。他に討論はありませんので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 89 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、多数です。よって議案第 89 号、佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4．議案第 90 号 佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 4、議案第 90 号、佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 90 号は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託をいたしておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、高木照雄君。

〔産業建設常任委員長 高木照雄君 登壇〕

産業建設常任委員長（高木照雄君） 失礼します。

それでは、第 52 回定例会付託案件として、議案第 90 号、佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置についての条例制定についての報告をしたいと思います。

日時、平成 24 年 9 月 20 日、午前 9 時 28 分。場所、役場 3 階、委員会室兼控室。出席者、高木、井上、岡本義次、笹田、鍋島、議長。当局から、町長、副町長、農林振興課長、総務課長。事務局から、局長、局長補佐。新田議員は、治療のために欠席をしております。

議案第 90 号、佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についての審査に入る前に、課長より追加説明をお願いしました。

課長、趣旨より、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のため、特別措置に関する

法律というのが平成 19 年に法律第 134 号ということで成立しております。この 4 条に基づく佐用町鳥獣被害防止計画を佐用町として立てておるわけですが、こういった計画によって被害防止施策を適切に実施するために、法第 9 条の規定に基づき佐用町鳥獣被害対策実施隊を置く。趣旨、今回の条例を定めることであります。

職務、実施隊員ということで、次に掲げるとおりです。有害鳥獣の捕獲及び追い払い活動。有害鳥獣被害防止のための緩衝帯の整備。俗に言うバッファゾーンと言われます。被害防止計画の目的を達成するため、町長が必要と認める事項。その時、出てきた、ケースバイケースという形でなると思います。

隊員の定数は、10 名以内。町長が委嘱又は任命する。

第 1 号、町職員のうち町長が指名する者ということで、職員の中から何名。

2 号、佐用郡猟友会に所属し、狩猟者登録を行っている者のうち、佐用郡猟友会会長が推薦する者。

3 号では、前 2 号に掲げる者のほか町長が必要と認める者ということで、都合によりましては、学識経験者もお願いすることがあります。

隊の構成は、隊長、副隊長ということで、隊長は、佐用町農林振興課長の職にある者。副隊長は、佐用町農林振興課農林土木整備室の室長であること。

隊長は、実施隊の業務を総括し、副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときは職務を代行する。

任期、隊員の任期は 1 年として、再任を妨げない。

第 7 条、報酬は、第 3 条第 2 号及び第 3 号の隊員に、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、平成 17 年佐用町条例第 37 号で、規定に基づき報酬を支給するということです。

実施隊の事務局は農林振興課に置く。

平成 17 年佐用町条例第 37 号の一部を次のように改正するというので、鳥獣被害対策実施隊員ということで、月額 7,000 円を報酬として考えております。

以上、課長の説明終わりました、これから、質疑に入ります。

皆さんもご存知のとおり産建委員会の委員は、本当にこう一生懸命、ものに対しての積極的な質問なりがありますので、全てを發表しますと多くなりますので、私なりに、絞って發表させていただきます。

まず、委員より、第 2 条の関係から、例えば、県の 2 分の 1 補助の捕獲実施委託事業と、捕獲に対する 1 班 8 人編成、月額 15 万円という制度、この実施隊は、捕獲活動をしなないということなのか。2 点目、例の補正予算は 201 万円組んでおるんでないか。今回の補正で、その 201 万というのは、費用弁償 7,000 円だけなのか。防除方法の指導や何や、捕獲の関係はないのか。こういったことで 201 万なのか。課長、捕獲については、実質、そういった捕獲をできる方が、多くなるかという、それが、多くならない。同じ人が、かぶってくるようなので、実質的には、変わらないと思います。もう一つの 201 万の話については、予算について、今のところ、そういった活動をしていただく方の活動費の報酬だけだという形で、もう一つは、そういった協議会の中でのものを見込んである経費です。

委員より、その活動は、ほとんど指導啓発の活動か。そうです。今年の場合は、そういった形で考えております。

委員より、大型鳥獣のシカ捕獲委託事業、県がやっている、23 年度から 2 分の 1、県補助。活動に参加すれば、月額 7,000 円、県を通じて国庫補助、猟友会員全員を、この実施隊に加えれば、活動すれば 1 日 7,000 円の国庫補助があるという形で、捕獲活動を行うということで、極端に言ったら、猟友会員全員を、この実施隊に入れるというようなことはできないのか。補助金の頭は 200 万円が限度で、限度打ち切りの補助ということですので、

ちょっと難しいと思います。

委員より、町職員の2名、今、課長と室長が隊長、副隊長ですけれども、それ以外の職員の任命、指名を考えているのか。隊員につきましては、2名だけを一つの形として捉えております。

委員より、こういう業務をして、途中、ケガをした時の補償、保険は考えているのか。課長より、非常勤の特別職という形で委嘱をしていただいております。町の全体の、いろんな役員の方がいらっしゃいますので、それと同じような保険の扱いをしております。

委員より、作業に出る時に、課長、室長だったら、常について回るということはできないと思うけれども、それは、どうなるのか。課長、問題がある所に行っていただくよう、指示をし、そういった形を取っていきたいと思います。

また、委員より、一般に言う、狩猟の期間、その時も同じように扱うのか。それと関係があるという、さっきのとダブルかも知れないというような人が、もう一つの駆除のほうで体制、今、ダブということも出て来るわけですから、確認をしたいです。課長、それぞれ個人とダブの方があると思いますけれども、その日に行った活動が、それに基づくものであるかどうかというのは、私どもからは、お願いするという立場を取っておりますので、こちらの活動とみなしますし、他の、猟友会の中で動かれる時には、それは猟友会の中の活動としてみます。

今、県の事業で、基本給が2分の1、町が負担するという事業ですけれども、基本給、月額という決められておる、これは1回出たら月額7,000円というんですけども、それとダブって別に構わないのか。課長、法律の上では、月額という形で捉えておるわけですけれども、国や県の考えは、今、実施しているのは、最終的には、それを月額に置きかえて、9,375円とした、月額でございます。後、獲れたものに対する、頭数に対する分というのを合わせて、1,000万円ちょっとの予算を置いております。これも一緒です。都合によっては、月額で月額の報酬という形になります。

委員より、基本給、15万円というんですけども。課長、ないんです。制度的には運用していません。

以上で、質疑を打ち切りまして、討論に入りましたけれども、討論もなし。それで、原案の採決を取りました。原案、全員賛成で、本委員会に付託された審査の結果、次のとおり、会議規則第73条の規定により報告いたします。

以上です。

議長（西岡 正君） 産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対しての質疑及び、討論・採決を行います。

議案第90号について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） ちょっと、非常に、委員長が、適切丁寧にされたんで、僕も欠席しておりましたんで、ちょっと分からないんですけども、今、日曜日とか土曜日とかに、防除隊が出て、駆除隊ですか、鉄砲でこう脅したりなんかしておりますけども、放送されるとね、三日月で放送されたら、今日は、防除隊が出るから、ちょっと気をつけてくださいと。山へ入らないでくださいとかというような、放送がされるわけなんですけども、やっぱり、自分の個人の山もあるだろうし、作業班の仕事もあるだろうし、入会権の問題

等で、当然、入っていくことがあると思うんですけども、そういった、どこへ入るかとかというようなことを、どこでどうするかというようなことは、ちゃんと報告していただくようなことは、できないんですかね。それだけ、お願いしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、高木委員長。

産業建設常任委員長（高木照雄君） この実施隊につきましては、平成 24 年 11 月 1 日、あれということで、今、されておるんは、このあれとは違う立場の猟友会のことだと思いますので、それは、今回の議会に出ておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） それでは、農林課長にお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） ちょっと、委員長報告なんで、委員長のほうから、報告は、委員長のほうから答弁することになってます。原則として、お願いしたいと思います。委員長に対して、

2 番（新田俊一君） 保険とか、いろんな話が出ておったのでね、そういった方面から、もし、事故があった場合に、隊員の方々はええけども、ほかの人たちはどうなるのかなという心配で、お聞きしたわけなんですけどね。

議長（西岡 正君） 前もってお話をしておりますように、委員長の報告に対しての質疑でありますので、委員長の報告以外の質疑は避けていただきたいと思いますので、お願いします。

いいですか。よろしいですか。

委員長、それ、答弁できますか。

産業建設常任委員長（高木照雄君） それは、出ておりません。

議長（西岡 正君） 出てないということで。よろしいですか。

2 番（新田俊一君） それは、分かるんやけどね。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

2 番（新田俊一君） よろしくないですよ。やっぱり、そういうことについては、やっぱり、きっちり、例え、全く関係のないことない。山へ入って、特別班が山へ行かれるわけなんですから、入会権とか、自分らの山とか、作業隊が入った時に、その駆除隊なんか、どういうふうにされるんかということをお聞きしておるんで、全く関係ないとは思うんですけどね。

議長（西岡 正君） はい、分かりました。そしたら、しばらく休憩いたします。

午前 10 時 06 分 休憩

午前 10 時 07 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開します。

他に、質疑ありませんか。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 90 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 90 号、佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

- 
- |         |          |                                                  |
|---------|----------|--------------------------------------------------|
| 日程第 5.  | 認定第 1 号  | 平成 23 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）              |
| 日程第 6.  | 認定第 2 号  | 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）        |
| 日程第 7.  | 認定第 3 号  | 平成 23 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）          |
| 日程第 8.  | 認定第 4 号  | 平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）       |
| 日程第 9.  | 認定第 5 号  | 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）          |
| 日程第 10. | 認定第 6 号  | 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）           |
| 日程第 11. | 認定第 7 号  | 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）        |
| 日程第 12. | 認定第 8 号  | 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 13. | 認定第 9 号  | 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）      |
| 日程第 14. | 認定第 10 号 | 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）     |
| 日程第 15. | 認定第 11 号 | 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について                 |

(委員長報告)

日程第 16. 認定第 12 号 平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
(委員長報告)

日程第 17. 認定第 13 号 平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(委員長報告)

日程第 18. 認定第 14 号 平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(委員長報告)

日程第 19. 認定第 15 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(委員長報告)

日程第 20. 認定第 16 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計決算の認定について (委員長報告)

議長 (西岡 正君) 続いて日程第 5 ないし日程第 20 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (西岡 正君) ご異議なしと認めます。よってそのように決します。

認定第 1 号ないし第 16 号については、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員長、矢内作夫君。

〔決算特別委員長 矢内作夫君 登壇〕

決算特別委員長 (矢内作夫君) それでは、失礼します。

決算特別委員会の報告をしたいというふうに思います。

平成 23 年度決算特別委員会に付託されました認定第 1 号から認定第 16 号までの 16 議案について、9 月 10 日及び 11 日に審査を行いました。その結果及び概要について、報告をいたします。

決算特別委員会は、1 日目は 9 月 10 日午前 9 時から午後 5 時 30 分まで、2 日目は午前 8 時 59 分から午後 2 時 57 分まで開き、欠席者は、松尾文雄議員。当時、病氣療養にてということで、両日欠席をされました。しかしながら、この会期中に、皆様ご承知のように、ご逝去をされました。心から、ご冥福をお祈りしたというふうに思います。また、高木照雄議員が通院のためということで、両日とも時間欠席がございました。

まず、認定第 1 号は、平成 23 年度一般会計決算の審査について報告をいたします。

財産に関する調書では、公有財産の関係で土地増減内容についての質問があり、公有財産の久崎住宅が河川拡幅に伴い、幕山住宅の隣接の公園用地、平福の道路拡幅に伴う郷土館駐車場用地は、県に売却で減です。円光寺の下田の無償譲渡分の増、251 平米です等の回答がありました。

債権の町県民税の内容についての質問に対し、繰越分で 700 万円増との回答がありました。

出資による権利についての平福道の駅、ふれあいの里上月は、なぜ載っていないのかの質問に対し、道の駅平福は、元々、株式会社で法人化しており、出資金であげている。ふれあいの里上月は有限であったが今、株式会社であり、元々、会社を興した当時の形態が違うとの回答がありました。

基金運用の 3 億円の件で、今、8,000 万円の損が出ているとのことで、問題がある。運

用、仕組債、国債運用外国証券で、金銭信託を二度としないと言っていたが誤りであったと認めないのかの質問に対し、三井住友と契約し為替変動している運用の中で、今、解約すれば損が出るが、元金は補償されており、購入には違反していないので、当時の状況から多くの市町が投資をしている。誤りではなかったとの回答がございました。

歳入においては、町税歳入で、法人税で災害等の工事事務所やゴルフ場の別荘はどうかの質問に対し、会社の保養所にも、均等割をお願いし、納付していますとの回答がありました。

軽自動車税減免は何件かの質問に対し、身障者関係で 171 件、生活保護関係でトラクターが 1 件ですとの回答です。

キャンプ場の収入が増えているが、利用者のニーズの把握を町はどのようにつかんでいるのかの質問に対し、利用者にアンケートをとり、つかんでいるとの回答がありました。

使用料の住宅滞納分何名かの質問に対し、5 名 9 件です。入居する時に保証人をとっているが、滞納した時に、保証人に連絡をとっているのかの質問に対し、今のところ保証人まで、連絡はとっていないとの回答であります。

犬の注射が減っているのは、岡山県とか、ほかでやっているのかの質問に対し、県外獣医で、手数料を安くして、本人からの申告がないし、獣医や飼い主からの連絡もなく、家の中で飼っている、小さな犬も全部注射しているのか、分からないとの回答があった。獣医や飼い主からも申告させるよう、もっときっちりとした対応で調べないといけないのではとの質問に対し、今後きちんと調べてやっていきますと回答がありました。

災害義援金はいくらあったかの質問に対し、平成 23 年度は 7 件 127 万円。平成 21 年に総額で 2 億 694 万円ですとの回答がありました。

町税延滞金個人の最高額はいくらかの質問に対し、5 月 31 日現在で、個人では、最高 250 万円余りで、延滞金は、日々動いているので、決算書には挙げていないとの回答がありました。

歳出に入り、総務費で防犯灯 LED の採用基準はとの質問に対し、職員でアンケートをとり、点数評価との回答がありました。

県民交流広場事業予算の計上はとの質問に対し、地域づくり協議会から事業計上申請してもらって、事業は町で査定し、各地域づくりに任せているとの回答がございました。

住基カード無償分も含めて、いくら発行しているかの質問に対し、23 年度末で 155 件、累計で 1,327 件ですとの回答。

民生費では、生活のしづらさの調査結果はどうかの質問に対し、まとめが国から来ておりませんので、分からないとの回答がありました。

介護施設職員の給料が安いと言われていたが、どうなのかの質問に対し、各施設で加算金をしたりして、苦慮されているが、訪問のヘルパー等は充足しているとの回答がありました。

衛生費で、まちぐるみ健診、民間との健診の仕方、費用も違ってくるので、つかんでおくほうが良いのではとの質問に対し、事業主は義務付けられており、役場としては全部は分からないとの回答がありました。

資源ゴミステーションのモデル地区は、集落から出たものをそのままだったのかの質問に対し、集落内で話し合いをされて、5 箇所を 1 箇所にしてもらおうとか集約してもらいましたとの回答がありました。

農林水産業費で、町農業振興会の補助金はどうなっているかとの質問に対し、全体で団体、31 団体に出している。聞き取り調査し、どう使うか、その団体に任しているとの回答がありました。助成もきっちり、繰越ならいらぬのではないのか。独り立ちしてもらいたいとの質問に対し、聞き取り調査し検討しますとの回答がありました。

中山間地域直接支払事業は、放棄田の多いなか助かっている。5年と言わず継続してもらいたいとの質問に対し、5年毎の区切りで、今、3年目で、更新については、国に要望していきますとの回答がありました。

商工費では、三日月の極東産機がメガソーラーをやるが、企業立地奨励金はどうかとの質問に対し、雇用ということではないので、奨励金の対象にはならないが、固定資産税が入り、いいことではないかとの回答があった。

商工会に事情があって加入されていない方は何人かの質問に対し、商工会員は559会員で、約56パーセントの加入率との回答がありました。

委託料のシルバー人材への金額が増えているが、どうしてかの質問に対し、役場、学校等の庭木の剪定箇所が増えた結果との回答がありました。

商工会会員の後継者のいない方の数はいくらかの質問に対し、把握していないが、約3割弱ぐらいとの回答がありました。

利神城下刈り、城の石垣が崩れたりしているが、国指定文化財の件はどうなっているかの質問に対し、地権者とも話し、検討をしていますとの回答がありました。

土木費で、ガードレールの自動車事故での損傷は年間いくらあったかの質問に対し、本人が直すのが前提で、届出がないのでわからないとの回答。

橋梁長寿命化計画は計画だけかの質問に対し、600橋余りあり、危険度の高いものは、順次、予算を挙げて対処していきたいとの回答がありました。

消防費で、テクノ区域の委託している分については、上郡消防は赤穂と切り離すべきだと思うがとの質問に対し、赤穂はメリットがないと離脱をしたが、上郡は赤穂に委託しているのでとの回答があったということです。

教育費で、本読みが全国で成果が出ているが、学校図書の充足率達成やボランティアの本読みはどうかの質問に対し、利神59パーセント、中安84.3パーセント、不足しているが、ほかの学校は充足している。町立図書館の本も活用しており、読書ボランティアは探したいとの回答がありました。

母子家庭などへの就学援助はどうかの質問に対し、教材、給食、部活動、修学旅行等に援助しているとの回答がありました。

スクルーバスの海内の運行はどうかの質問に対し、民間委託に変わったとの回答がありました。

災害復旧費で、災害現状復旧ということで、何回も崩れている所がある。直して欲しいのかとの質問に対し、場所により、ものにより、現状復旧以外でも検討するものもあるとの回答がありました。

諸支出金で、町営住宅基金が多くなっているのはとの質問に対し、久崎住宅の土地代は、住宅関係以外に使ってはならないとなっているので、積立てたとの回答がありました。

関連資料について、どういう成果が上がったか分かりやすい説明をして欲しいとの質問に対し、今後、事業評価について、もう少し詳細に考えてみたいとの回答がありました。

以上、一般会計に関する質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定をされました。

続いて特別会計に移ります。

認定第2号、平成23年度佐用町国民健康保険特別会計の審査報告をいたします。

歳入では、制度に基いた擬制世帯はいくらですかとの質問に対し、687世帯ですとの回答がありました。歳出では、検診をもっと多く受けるよう、努力をしてはとの質問に対し、役場も広報等で呼びかけもし、努力はするが、自分の健康のことなので、各自認識をしてやっていただきたいとの回答がありました。

質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定をいたしました。

認定第3号、平成23年度佐用町老人保健特別会計については、質疑、討論なく、挙手全員で原案のとおり認定をされました。

認定第4号、平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計については、歳入で、いい制度か悪い制度か、75歳で差別して、定着したからいいというのが、町長の見解はどうかの質問に対し、75歳以上の健康保険制度を安定運営するため、国で考えた制度で、医療費上昇で保険料改定は同じとの回答がありました。

質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定をしました。

認定第5号、介護保険特別会計については、国庫負担金割合の軽減策や介護事業所職員の質問がありました。質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定をしました。

認定第6号、平成23年度佐用町朝霧園特別会計については、新築とかの計画はありませんかとの質問に対し、古くなっているが、スプリンクラー等設置。当面、直ぐにとはいかないが、今後、検討していきたいとの回答がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定をいたしました。

認定第7号、平成23年度佐用町簡易水道事業特別会計については、使用料の土地賃貸料についての質問があり、三日月で借地している分ですと回答がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定をいたしました。

認定第8号、平成23年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計については、資本費平準化債を発行したのかとの質問に対し、23年度は発行していないとの回答がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決を行い、全員賛成で原案のとおり認定をいたしました。

認定第9号、平成23年度佐用町生活排水処理事業特別会計について、質疑、討論なく、採決を行い、全員賛成で原案のとおり認定をいたしました。

認定第10号、平成23年度佐用町西はりま天文台公園特別会計については、質疑、討論なく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定をいたしました。

認定第11号、平成23年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計については、宿泊が、テクノのサッカー場利用で増になる中身についての質問に対し、合宿は7、8月が多く、他の月は少なかったとの回答がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定をいたしました。

認定第12号、平成23年度佐用町歯科保健特別会計については、質疑、討論なく、採決を行い、全員賛成で原案のとおり認定をいたしました。

認定第13号、平成23年度佐用町宅地造成事業特別会計については、質疑、討論なく、採決を行い、全員賛成で原案のとおり認定をいたしました。

認定第14号、平成23年度佐用町石井財産区特別会計については、質疑、討論なく、採決を行い、全員賛成で原案のとおり認定をいたしました。

認定第15号、平成23年度佐用町農業共済事業特別会計については、質疑、討論なく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定をいたしました。

認定第16号、平成23年度佐用町水道事業会計については、質疑、討論なく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定をいたしました。

以上、16会計の審議の概要を報告いたしました。委員会議事録の全文並びに詳細については議会事務局で閲覧をしていただけたらというふうに、お願いをしておきます。

以上で、本特別委員会に付託を受けました決算審査の報告といたします。

議長（西岡 正君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

それでは認定第1号から順次、委員長報告に対しての質疑及び、討論・採決を続けて行

います。

まず認定第1号、平成23年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君）                    ありませんか。質疑はないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。ございますか

まず、反対のほうからお願いします。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君）                    はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君）                    認定第1号、平成23年度佐用町一般会計歳入歳出決算認定の反対討論をいたします。

町民の経済状況が低調な中、町道改良地元負担金の廃止や文化活動などに使用する公共施設使用料の減免がなされていません。公共施設は、使われてこそ、町民のスポーツ、文化の発展に寄与するものです。

財政調整基金から3億円の仕組債を購入しています。町長は、仕組債ではなく金銭信託だという見解ですが、三井住友銀行は、実際には、仕組債で運用しており、8,000万円の含み損が出ています。この責任が明確にされておりません。

平和行政の推進では、核兵器廃絶平和の町宣言をし、町民の平和への取り組みに支援をするべきでした。同宣言は、国政の専任事項ではなく、地方自治法の住民の安全を守ることからも、地方行政が行うものであります。

交通弱者が増えている中、さよさよサービスの毎日運行や福祉タクシーの利用回数制限撤廃など、利用者負担の軽減と利便性の向上に取り組むべきでした。さよさよサービスの毎日運行は福祉タクシーの制限撤廃により民業圧迫にはなりません。

特定健診の受診率を引き上げる手立てと、町独自の健診項目の拡充、受診料の軽減がなされておりません。

地方公務員法に照らしての保育士の正職員化と保育の継続性と職員の職業意識の向上が図られておりません。

義務教育費無償の原則に沿った教育費の保護者負担の軽減もされておりません。また、学童保育の実施校区の拡大もされておりません。

中学卒業までの医療費無料にとどまらない、給食費、保育料などの保護者負担の軽減を行い、子育て支援に本格的に取り組むべきでした。

自然エネルギー活用に向けた利用可能量調査など、研究体制もできておりません。

町内商工業者の支援として、全国で実効性があるとして取り組まれている住宅リフォーム制度の導入もされておりません。

農業振興のための町主導の体制づくりもされておりませんし、農業者、林業者の担い手を拡大し、また、獣害対策への取り組みも強めるべきでした。

財源には、基金総額、平成22年度で80億円であったものを、23年度には、87億3,000万円と、7億円以上も積み増しており、これを活用できます。

以上、町民の負担軽減、福祉の充実、町産業の振興に不十分な決算であることを指摘し

て、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、次に、賛成の方、ございますか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） 23 年度一般会計決算について賛成の立場で討論いたします。

本会計は、町規模としては、大変大きな額となっております。その中でも、町民の付託に応えることができた 23 年度決算となっておりますことは、十分評価でき、また、27 年以降、交付税が減額されることが見込まれる中、基金の積み立て、そして、公債費の大幅減額ができたことは、大変評価できます。

よって、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 1 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 1 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定に賛成する方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって認定第 1 号、平成 23 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 2 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑がございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対の方から、討論をお願いします。ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） 笹田です。私は、認定第 2 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をいたします。

高い国保税で苦しんでいる人が多く、滞納が増えていますが、中には、払いたくても払えない人もいます。滞納者に対して、資格証明証や短期証明証が発行されています。今年度も一般会計からの繰り入れの増額を求めましたが実施されませんでした。24 年度は、4 月 1 日から一人当たり 10.6 パーセント引き上げ、ますます、負担は大きくなっています。命にかかわる保険証の取り上げは、きっぱりとやめるべきです。

今年は、特定健診が始まって５年になりますが、受診率は、少しはアップしましたが、国の目標には程遠く、ペナルティーも懸念されます。健診は病気の早期発見、予防・治療となり、国保会計の削減にもつながります。受診の啓蒙、PRをより強めるべきだと指摘しまして、反対の討論を終わります。

議長（西岡 正君） 次に、賛成討論はございますか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） はい、23 年度国民健康保険特別会計について、賛成の立場で討論いたします。

本会計は、23 億を超える大変大きな会計となっております。佐用町においては、高齢化率も高く、今後更に、高齢化率が高くなると予想されます。財政的には、今後、ますます厳しくなるとは思いますが、町民の健康を守る意味において、大変重要な会計となっております。町民の安心を守る意味において、この会計が安定的に運営できるようにしておかなければなりません。そういった意味において、23 年度決算を見た時、十分評価ができる内容となっており、この会計について、賛成の立場で討論といたします。

議長（西岡 正君） 他にございますか。ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 2 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

認定第 2 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって認定第 2 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 3 号、平成 23 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで討論を終結します。

これより認定第 3 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

認定第 3 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第3号、平成23年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第4号、平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑行をいますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行いますか、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） 16番、日本共産党の鍋島です。

私は、平成23年度後期高齢者医療特別会計決算認定の反対討論をいたします。

本会計の制度は、医療費のかかる75歳以上の人だけを切り離して別勘定にし、医療費が増えれば増えるほど負担が増える痛みを、後期高齢者に自覚させるところに根本的な問題があります。

決算委員会で町長は、本制度は定着していると答弁し、制度自体なんら問題のないかのような発言をしています。これは、本質把握の不十分さを示すものであり、制度の実態を真摯に直視すべきであります。

高齢者を別勘定にする医療制度の下では、医療費の増加などが保険料負担に直結し、保険料の際限のない引き上げがもたらされます。

2年ごとに繰り返される保険料引き上げは、後期高齢者はもとより、これから高齢期を迎える現役世代にとっても老後の不安が募るばかりであります。

後期高齢者医療制度は即時廃止し、国民を年齢で差別する仕組みの根をきっぱり断つことを求めて、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） 次に、賛成の方はございますか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10番（山本幹雄君） 後期高齢者医療特別会計に賛成の立場で討論いたします。

この特別会計は町内75歳以上の方の健康を守るための会計で、町内だけで、保険者として維持することが難しく、財政的にも厳しいものになっている。そこで、県内広域で75歳以上の方の健康を辺地においても守れるよう老人保健会計から移行されたものであり、一般会計からの繰り入れは、9,000万円以上ではあるが、安定した運営がなされており、本会計に賛成し、討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。ないようですので、これで本案について

の討論を終結します。

これより認定第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって認定第4号、平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第5号、平成23年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入りますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 認定第5号、平成23年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

平成23年度は、第5期介護保険制度改定に向けた総括の年度でしたが、住み慣れた地域で安心な介護の呼び声とはほど遠いものです。介護給付、予防給付、施設サービスや調整交付金、保険料の国庫負担金など国の負担増を求めるのは当然であります。地域包括ケアは、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される体制を作るとしてありますが、まだまだ不十分であります。深刻な介護現場の人材不足の解消を行うと共に、加入者の保険料と利用料の負担軽減に町として取り組むべきであったことを指摘して反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、次に賛成の方はございますか。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

9番（高木照雄君） 認定第5号、介護保険特別会計、この会計に賛成の立場から賛成討論をいたします。

この会計は、体に不調をきたす多くの方々が利用しております。大変重宝されております。もし、この会計がないと、医療保険は大変な額になること間違いありませんけれども、町の財政を圧迫することは間違いありません。この会計があることで、多くの方が安心して介護を受けることができます。

体調に不調、不安を抱える方々にとって、大変ありがたい制度であり、町として莫大な給付費は必要としますが、町民が安心して暮らせるためにもこの制度を続けることが必要

であり、介護保険特別会計に賛成し、賛成討論とします。

議長（西岡 正君） 他にございますか。ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって認定第5号、平成23年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第6号、平成23年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第6号、平成23年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで、暫く休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは、あの議場の時計で55分から再開しますので、お願いします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

議長（西岡 正君） それでは、会議を再開します。

休憩前に引き続き審議を行います。

続いて、認定第7号、平成23年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君）            ないようですので、質疑を終結します。  
これから、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

（西岡 正君）            ないようですので、これで本案対する討論を終結します。  
これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君）            挙手、全員であります。よって認定第7号、平成23年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。  
続いて認定第8号、平成23年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君）            ないようですので、質疑を終結します。  
これから、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君）            ないようですので、討論を終結します。  
これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。  
委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君）            挙手、全員であります。よって認定第8号、平成23年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。  
続いて認定第9号、平成23年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君）            ないようですので、本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 9 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 9 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 9 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 10 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 10 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 10 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 11 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより認定第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 11 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 11 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 12 号、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。  
これから、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより認定第 12 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
認定第 12 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 12 号、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 13 号、平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。  
これより、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより認定第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
認定第 13 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 13 号、平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 14 号、平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君）            ないようですので、質疑を終結します。  
続いて討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君）            ないようですので、討論を終結します。  
これより認定第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
認定第 14 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君）            挙手、全員であります。よって認定第 14 号、平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。  
続いて認定第 15 号、平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君）            ないようですので、質疑を終結します。  
これから、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君）            ないようですので、討論を終結します。  
これより認定第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
認定第 15 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君）            挙手、全員であります。よって認定第 15 号、平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。  
続いて認定第 16 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君）            ないようですので、質疑を終結します。  
これから、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 16 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 16 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

---

日程第 21. 議案第 102 号 財産の取得について（佐用クリーンセンター 電動式塵芥収集車 1 台）

議長（西岡 正君） 日程第 21 に入ります。日程第 21 は、追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

それでは議案第 102 号、財産の取得について、佐用クリーンセンター、電動式塵芥収集車 1 台を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 102 号、財産の取得についての提案のご説明を申し上げます。

財産の取得につきましては、佐用クリーンセンター電動式塵芥収集車導入事業として、電動式塵芥収集車 1 台を購入するものであります。

平成 24 年 9 月 21 日、4 社でもって見積入札に付した結果、購入契約金額 1,176 万円、うち取引に係る消費税額 56 万円。

契約の相手方は、姫路市木場前七反町 12 番地、いすゞ自動車近畿株式会社第二事業部門姫路事業本部事業本部長、内海一郎氏と決まりましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 102 号につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） 1、2 件だけ、ちょっとお聞きしたいんですけども、電動式塵芥収集車ということなんですけども、クリーンセンターで使われるんですけども、このテクノでですね、早、合併して、テクノで、組織が移るということなんですけども、これは、償却、5 年か 7 年だと思いうんですけども、この佐用のクリーンセンターでですね、使って、その後ですね、こういう物はどんなんですか。向こうへやはり移っていくわけですか。それとも、この償却、転売するとか、何か、そういうふうな方法になるわけですか。

それが 1 点とですね、テクノに移動した場合、このクリーンセンター自体の、今の建物がありますね。この建物自体は、どのようにして、撤去するのか、それとも、その撤去費用が、だいたいどのくらい掛かるものか。そこらの試算をされているのかどうか。その 2 点、お聞きします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 1 点目につきましては、にしはりま環境事務組合で進めております広域の処理事業、これは、収集につきましてはですね、各、それぞれの自治体が、責任を持って行うということで、ご説明を今までもさせていただいたと思います。

ですから、新しい施設としては、そこへ、共同で運営をしていきますけども、収集業務についてはですね、これまで通り、各市町が分別を行って、その新しい施設に搬入をしていくという形になりますので、今回、購入をさせていただきます収集車におきましてもですね、今後、それは、当然、使って、収集を行って参りたいということであります。

ですから、その収集車等につきましては、今あるものも含めてですね、全て、町が、これまでどおり町の所有としてですね、これを使って収集業務を行うということですので、その点、もう一度、確認をお願いしたいと思います。

それから、今回のあれとは、また、後の処理等についてはですね、直接関係することではないんですけども、この、来年、25 年度からですね、新しい施設が稼働して、そちらに、全て処理が移ります。現在のクリーンセンターは、一応、焼却、後、資源化をしております棟、その部分については、それで、業務をそれで終わらせていただくということで、後、不燃物のですね、処理場、埋設処理場につきましては、これまでどおり、また、供用を続けていくという形になっております。

で、現在の焼却施設等につきましてはですね、どうするか。これは、何とか、建物も非常にまだ、新しいといえますか、しっかりとした建物であります。何か、活用ができないかということでの検討はしておりますけども、未だ、なかなか、どうしていくという方向は決めておりません。

ただ、これを全部撤去するということになりますとね、相当の費用が掛かることは間違いありません。ダイオキシンの問題等もあって、焼却炉等についてはですね、そういう対策をした中で、解体をしていかなきゃいけないということですので、他の自治体の例を見ましても、1 億数千万ぐらいは撤去費用が掛かるのではないかというふうには、今、考えております。

こういう撤去費用についてもですね、国から助成をしていただきたいというような、これまで各自治体からね、そういう要望は、常に挙げておりますけれども、これは、なかなか、まあ、今のところ、町の、各自治体の負担で行っていかなきゃいけないというような

ことが原則ではないかというふうに聞いております。  
まあ、以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。井上議員。

7 番（井上洋文君） ちょっと、私も勘違いしてましてね、収集車だったら、そういうふうに、町長、前に言われてました。その中で使う機器か思ったんですけども、分かりました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

3 番（岡本義次君） まあ、これ、特殊車両ということでございますんで、いすゞ自動車の近畿、株ということで、これ、普段から自動車の、この塵芥の買い付けておるところということですか。それとも、随契にした、その何については、どんなかな。他に、やっておるところはないんですか。その自動車、こういう特殊車両、発売しておるところは。

議長（西岡 正君） はい。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 見積りに付した業者は4社、見積りに付しておりますので、今回、落札業者がいすゞ自動車という形でご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） いいですか。  
はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） ちょっと、今回の補正予算の関係で確認したいんですが、この契約により購入価格が決定するということになります。それで、補正では、二酸化炭素排出抑制対策交付金という、まあ、国庫補助ですね、200 数十万円補正組んでいるわけですが、この購入価格が決定したことによって、あの国庫補助金額ですね、2 分の 1、そのユニットの 2 分の 1 ということだったですけども、あれは変化するのでしょうか。そのあたりは、どうなりますか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長、答弁願います。

住民課長（梶生隆弘君） 一つの単体の荷箱。荷箱というんか、その電動のユニットは、もう、それはもう、500 万円という形で、それは決まっておりますので、その消費税込の 525、

その半分で 260 何万という形で、その補助金自体は変わるものではありません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

16 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） 他に、ございますか。他に、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 102 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 102 号を原案のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 102 号、財産の取得については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩したいと思います。

当局の皆さん方にはお知らせしますが、この後の日程は暫く、議会内の案件が続きますので、議長が参集をかけるまで、それぞれの業務にお戻りいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

総務常任委員におかれましては、議会応接室へお願いいたします。総務委員の皆さん方以外の皆さん方については、暫く休憩をお願いしたいと思います。

〔当局 退席〕

午前 11 時 12 分 休憩

-----  
午前 11 時 20 分 再開

議長（西岡 正君） それではお揃いでありますので。いいですか。再開をいたします。

---

#### 追加日程第 1．議会運営委員会委員の選任について

議長（西岡 正君） ここで、ご報告します。松尾文雄議員が、逝去されましたので、町議会の委員会構成に欠員があります。

お諮りします。佐用町議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第4条第2項及び申し合わせ事項により、各常任委員会から委員長を含む2名を選出することにしております。総務常任委員会から選出の委員が欠員となりましたので、そこで、先程、総務常任委員会が開催され、選出委員が決定されましたので、佐用町議会委員会条例第7条の第1項、第3項の規定により、議長から指名をいたします。

敏森正勝君を議会運営委員会委員に指名いたします。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名をいたしました、敏森正勝君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

暫く休憩をいたします。

委員が選ばれましたので、ここで議会運営委員会を開いていただいて委員長を選出していただくということになるわけでございますけれども、よろしくお願いいたします。

議会運営委員会の方は、議会応接室のほうへお願いいたします。

午前11時22分 休憩

午前11時45分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

## 追加日程第2．議会運営委員会委員長の選任について

議長（西岡 正君） お諮りします。佐用町議会運営委員会の委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

〔新田君「異議ありや」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。はい。

2番（新田俊一君） この選挙を、さっきしたんやけどね、選挙する時には、誰でも立候補して、その方に、投票をどうするかと決めるが当たり前なんやけど、そういうことなしに、選挙でもてね、立候補のない人が通って、立候補しとる者が、全然あかんというような、そういう不本意な選挙は、僕はないと思うんです。

そやさかいに、僕は、この選挙は無効だと思いますんで。

議長（西岡 正君） 休憩せずに、ちょっと説明をします。

委員会で決められる時も同じくですね、立候補は自由であります。

で、必ず、その、言われるように、立候補したからいうて、立候補した人が当選すると

は限りません。

誰かが選挙言われれば、選挙のほうが無効ですんで、で、選挙して決定されれば、その人が有効だということになりますので。

ですからまあ、その、今言われる無効と言われるのは、最終的に、よろしいかということで、私がお伺いしますから、反対だったら、反対の意思を表明してくれたらいいと思います。

法どおりにいかせてもらいます。

ちょっと待ってください。暫く休憩します。

---

午前 11 時 47 分 休憩

午前 11 時 59 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開します。

よって、そのように決しました。

佐用町議会運営委員会の委員長の選任の件であります、委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するとあります。

そこで先程、議会運営委員会で互選が行われ、委員長が決定しておりますので、議長から報告します。

議会運営委員長に、敏森正勝君が選任されましたので報告します。

ここで、昼が来ましたので休憩します。午後 1 時 10 分から再開しますので、よろしくお願いします。

---

午前 11 時 59 分 休憩

午後 01 時 08 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、会議を続行します。

---

### 追加日程第3．議会改革調査特別委員会委員の選任について

議長（西岡 正君） 続いてお諮りします。議会改革調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議会改革調査特別委員会委員の選任については、申し合わせにより、年齢の低い人に6名を選出することとなっております。ついては、該当する委員について、佐用町議会委員会条例の第7条第1項、第3項の規定により、議長から指名をします。

矢内作夫君を議会改革調査特別委員会委員に、指名します。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）           ご異議なしと認めます。よって、ただ今、指名いたしました矢内作夫君を議会改革調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

追加日程第4．選挙第6号 播磨高原広域事務組合議会議員の補欠選挙について

議長（西岡 正君）           続いて、報告します。

播磨高原広域事務組合議会及びにしはりま環境事務組合議会の現組合議員の松尾文雄君が逝去され、本町選出の組合議員がそれぞれ欠員となっております。

お諮りします。播磨高原広域事務組合議会議員補欠選挙を、日程に追加して行いたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）           ご異議なしと認めます。よって、播磨高原広域事務組合議会議員の補欠選挙の件を、日程に追加して行うことに決定されました。

播磨高原広域事務組合議会議員の補欠選挙を行いたいと思いますが、選挙は投票で行います。

それでは、議場を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

議長（西岡 正君）           ただ今の出席議員は17名であります。

会議規則第31条第2項の規程により、開票立会人2名を決めたいと思います。

お諮りします。1番、石堂 基君。2番、新田俊一君。以上、両君に指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）           ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、事前に立候補の周知をしておりませんので、現組合議員のわたくし、議長及び新田俊一君、金谷英志君、大下吉三郎君を除く議員13名が被選挙人となることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）           ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

これより投票用紙を配ります。

〔新田君「議長、すいません」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君）           はい。

2番（新田俊一君）           にしはりまが先ですか。

議長（西岡 正君） 環境事務組合じゃなしに、播磨高原のほうです。

〔新田君「はい、分かりました」と呼ぶ〕

〔投票用紙配付〕

議長（西岡 正君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

議長（西岡 正君） 配付漏れはないと認めます。  
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（西岡 正君） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

念のため申し上げておきますが、投票は単記無記名であり、投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席の番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。はい、事務局長。

議会事務局長（船曳 覚君） それでは、議席とお名前を読み上げます。  
1 番、石堂議員。

〔1 番 石堂 基君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 2 番、新田議員。

〔2 番 新田俊一君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 3 番、岡本議員。

〔3 番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 4 番、敏森議員。

〔4 番 敏森正勝君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 5 番、金谷議員。

〔5 番 金谷英志君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 7 番、井上議員。

〔7 番 井上洋文君 投票〕

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 議会事務局長（船曳 覚君） | 8 番、笹田議員。        |
|               | 〔 8 番 笹田鈴香君 投票〕  |
| 議会事務局長（船曳 覚君） | 9 番、高木議員。        |
|               | 〔 9 番 高木照雄君 投票〕  |
| 議会事務局長（船曳 覚君） | 10 番、山本議員。       |
|               | 〔10 番 山本幹雄君 投票〕  |
| 議会事務局長（船曳 覚君） | 11 番、大下議員。       |
|               | 〔11 番 大下吉三郎君 投票〕 |
| 議会事務局長（船曳 覚君） | 12 番、岡本議員。       |
|               | 〔12 番 岡本安夫君 投票〕  |
| 議会事務局長（船曳 覚君） | 13 番、矢内議員。       |
|               | 〔13 番 矢内作夫君 投票〕  |
| 議会事務局長（船曳 覚君） | 14 番、石黒議員。       |
|               | 〔14 番 石黒永剛君 投票〕  |
| 議会事務局長（船曳 覚君） | 15 番、山田議員。       |
|               | 〔15 番 山田弘治君 投票〕  |
| 議会事務局長（船曳 覚君） | 16 番、鍋島議員。       |
|               | 〔16 番 鍋島裕文君 投票〕  |
| 議会事務局長（船曳 覚君） | 17 番、平岡議員。       |
|               | 〔17 番 平岡きぬゑ君 投票〕 |
| 議会事務局長（船曳 覚君） | 18 番、西岡議長。       |
|               | 〔18 番 西岡 正君 投票〕  |

議長（西岡 正君） 投票漏れはありませんか。  
投票漏れはないと認めます。  
投票を終了します。  
これより開票を行います。  
開票立会人の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

議長（西岡 正君） それでは、選挙の結果を報告します。  
投票総数 17。有効投票数 16。1 票、無効がございます。前回は選挙した時にお願いしたかと思うんですが、岡本議員が 2 人いらっしゃいますので、岡本だけでは無効になりますから、次の選挙も気を付けてお願いしたいと思います。  
投票総数のうち、矢内作夫君が 7 票、岡本義次君が 4 票、平岡きぬゑ君が 4 票、石黒永剛君が 1 票。以上のとおりであります。  
この選挙の法定得票数は 1 票であります。よって、矢内作夫君が当選されました。  
本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、矢内作夫君を当選に告知いたします。  
よって、矢内作夫君が、播磨高原広域事務組合議会議員に当選されました。  
議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

---

追加日程第 5．選挙第 7 号 にしはりま環境事務組合議会議員の補欠選挙について

議長（西岡 正君） 続いてお諮りします。にしはりま環境事務組合議会議員の補欠選挙を、日程に追加して行いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。  
よって、にしはりま環境事務組合議会議員の補欠選挙の件を、日程に追加して行うことが決定されました。  
それでは、にしはりま環境事務組合議会議員の補欠選挙を行います。  
選挙は投票で行います。  
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（西岡 正君） ただ今の出席議員数は 17 名であります。  
会議規則第 31 条第 2 項の規程により、開票立会人 2 名を決めたいと思います。  
お諮りします。3 番、岡本義次君。4 番、敏森正勝君。以上、両君に指名したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお事前に、立候補の周知をしておりませんので、現組合議員の私、議長及び新田俊一君、井上洋文君を除く議員の14名が被選挙人となることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（西岡 正君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

議長（西岡 正君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（西岡 正君） 投票に異常ないと認めます。

これより投票を行います。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

議会事務局長（船曳 覚君） それでは、議席番号と氏名を読み上げます。

1番、石堂議員。

〔1番 石堂 基君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 2番、新田議員。

〔2番 新田俊一君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 3番、岡本議員。

〔3番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 4番、敏森議員。

〔4番 敏森正勝君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 5番、金谷議員。

〔5番 金谷英志君 投票〕

- 議会事務局長（船曳 覚君） 7 番、井上議員。  
〔 7 番 井上洋文君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 8 番、笹田議員。  
〔 8 番 笹田鈴香君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 9 番、高木議員。  
〔 9 番 高木照雄君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 10 番、山本議員。  
〔10 番 山本幹雄君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 11 番、大下議員。  
〔11 番 大下吉三郎君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 12 番、岡本議員。  
〔12 番 岡本安夫君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 13 番、矢内議員。  
〔13 番 矢内作夫君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 14 番、石黒議員。  
〔14 番 石黒永剛君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 15 番、山田議員。  
〔15 番 山田弘治君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 16 番、鍋島議員。  
〔16 番 鍋島裕文君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 17 番、平岡議員。  
〔17 番 平岡きぬゑ君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 18 番、西岡議長。

〔18 番 西岡 正君 投票〕

議長（西岡 正君） 投票漏れはありませんか。  
投票漏れないと認めます。  
投票を終了します。  
これより開票を行います。  
開票立会人の方、よろしくお願いします。

〔開 票〕

議長（西岡 正君） 投票の結果を報告します。  
投票総数 17。有効投票数 17。無効ゼロ。  
有効投票中、石黒永剛君が 8 票、鍋島裕文君が 4 票、岡本義次君が 3 票、大下吉三郎君が 2 票であります。以上のとおりであります。  
この選挙の法定得票数は 2 票であります。当選告知であります、よって、石黒永剛君が当選されました。  
本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、石黒永剛君に当選の告知をします。  
よって、石黒永剛君が、にしはりま環境事務組合議会議員に選出されました。  
議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（西岡 正君） 暫く休憩いたします。  
本日の休憩らしいですので、そしたら、45 分から再開します。

午後 0 1 時 3 4 分 休憩

午後 0 1 時 4 2 分 再開

〔当局 着席〕

議長（西岡 正君） はい、それでは、休憩を解き会議を再開します。

---

## 日程第 22. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 22 に入ります。  
日程第 22 は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。  
暫く休憩します。

午後 0 1 時 4 4 分 休憩

午後 0 1 時 4 5 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を再開します。

お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙の申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）                    ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

議長（西岡 正君）                    以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）                    ご異議なしと認めます。よって、第 52 回佐用町議会定例会をこれをもって閉会いたします。

閉会にあたりまして、一言、私の方から、ごあいさつを申し上げます。

9 月の 6 日から開催されたわけでありますが、今日、朝も申し上げましたように、各会計の決算認定、あるいは補正等ですね、審議をしていただいたり、そしてまた、各常任委員会では付託案件につきましては、委員長の報告もありましたように、熱心にしていただきまして、本当にありがとうございます。適切妥当な答えがでたのではないかと思います。

今日の朝も若干、寒かったわけでありますが、これから、寒い日に向かっていきます。議員各位におかれましては、また、町長をはじめ、職員の皆さん方におかれましては、お体をご自愛の上、町発展のために頑張ってくださいたいと、このように思いますので、よろしく願いをいたしまして、閉会のあいさつといたします。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵逄典章君）                    それでは、失礼します。皆様、お疲れ様でございました。

閉会にあたりまして、一言、お礼のごあいさつをさせていただきます。

まずは、本議会におきましても、23 年度の決算認定、また、補正予算、そして、各条例の改正等、たくさんの議案を提案させていただきましたけれども、それぞれ慎重にご審議をいただきまして、全て、原案どおり可決、認定をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

また、審議の中で、それぞれたくさんいただきましたご意見や、また、ご提案、それぞれ、今後の町運営の中でですね、反映をさせていただく努力をさせていただきたいというふうに思います。

また、引き続いて、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

10 月に入りました。上半期が終わりまして、24 年度も半分終わって、これから下半期に入るわけですね。24 年度、計画をしております各事業におきましても、概ね、今、順調にそれぞれ進めていくことができっておりますけれども、これからが、いよいよ結果を出していかなきゃいけない時期であります。

また、河川の、今、行っていております大規模な改修におきましても、いよいよまた、この秋からですね、本格的な工事が進めていただくことになります。昨年以上ですね、工事車両等、非常にまあ、往来が激しくなろうかと思っておりますけれども、安全に十分注意しながらですね、何とか、1 日も早く完成ができるようにですね、私どもも、精一杯

努力をしていきたいというふうに思っております。

また、この10月1日で合併して7年、10月1日、合併記念日でございました。合併特例法、特例期間、残るところ、3年と、また、5年間の段階的な、また、措置によって、合併特例法が、これで完了していくわけですが、今、合併特例法ですね、特例債、この期間延長もですね、今、いろいろと言われておりますけれども、未だ、決定を、きちっとした決定は受けておりません。何とか、こういう財源を活用しながらですね、合併後をしっかりとらみながら、安定した町政運営が、今後とも持続できるようにですね、取り組んで参りたいというふうに考えております。その点につきましても、今後とも、議会各位の皆さんのご指導をよろしくお願いしたいと思います。

非常に暑い夏でしたけれども、10月に特に入って、これから本格的な秋を迎えます。非常に、これから、1年でも一番気候のいい時期ですが、しかし、今、ちょうど、気候の変わり目ということで、非常に体調を崩しやすい時期になっております。

体調管理、健康にはくれぐれも注意をいただきまして、ますます、それぞれ町政発展のために、ご尽力をいただきますように、よろしくお願い申し上げまして、お礼のごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

午後01時50分 閉会

---